



訪問販売や電話勧誘販売など不意打ち的に勧説されて契約をした場合は、契約書を受け取ってから基本的に8日間(マルチ商法等の場合は20日間)は消費者によく考える時間を与え、必要ないと考えた場合には、契約を解除できる制度をクリーリング・オフといいます。ただし原則として、店舗販売にはクリーリング・オフ制度はありません。

※自分から店舗に出向いた場合でも、エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービスはクリーリング・オフ制度があります。



クリーリング・オフすると

- 契約は、はじめからなかったことになります。
- 支払い済みのお金は、全額戻ってきます。
- 商品を受け取っている場合は、販売業者の負担で引き取ってもらえます。
- 違約金や損害賠償金を払う必要はありません。
- 工事などの場合、土地や建物を無料で元の状態に戻すよう業者に請求できます。

ただし、次の商品などは訪問販売や電話勧説販売であってもクリーリング・オフできません。

- ・乗用自動車
- ・化粧品や健康食品などの消耗品を自分で開封したもの
- ・3,000円未満の現金取引 など



クリーリング・オフのハガキを書いてみよう！

家庭教師派遣の契約を解除する例で、次のページのハガキを使って、クリーリング・オフのハガキを書いてみましょう。

あなたのお父さんは、あなたの成績を上げるために、家庭教師派遣会社に家庭教師の派遣を申し込みました。しかし、家庭教師の教え方が下手だったので、あなたはがっかり。お父さんと相談し、クリーリング・オフすることにしました。

- 契約年月日 平成22年5月1日
 ○商品名 家庭教師派遣 1年間
 ○価格 180,000円
 ○販売会社 ワカランド株式会社
 住所:〒890-8577 鹿児島市〇〇町〇番〇号
 ○担当者名 勉強 教蔵



ハガキ裏

ハガキ表

契約解除通知

契約年月日

商品名
(サービス名)

価格

担当者名

上記日付の全ての契約を都合により解除します。

平成 年 月 日

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇 印

株式会社 代表責任者 殿



※答えは10ページにあります。

- 必ず両面ともコピーをとっておきましょう。
- クリーリング・オフの効果は、期間内に書面を発送すれば発生します。期間内に相手に届いていなくても有効です。
- 直接ポストに入れるのではなく、郵便局の窓口に持て行き、特定記録郵便など発送日を証明できる方法で出しましょう。
- クレジットを利用している場合にはクレジット会社にも同じように通知を出してください。



通信販売では

ネットショッピングなどの通信販売にはクリーリング・オフ制度はありません。しかし、広告に商品の返品等についての条件(返品特約)が表示されていない場合は、商品を受け取ってから8日間は、送料を消費者が負担して返品することができます。通信販売で購入するときは、返品表示があるかどうか確認しましょう。



返品表示はどこ？

いろいろな支払い方法

商品を購入した場合、現金で支払う以外にもいろいろな支払い方法があります。

クレジットカード



現金でお金を支払う代わりに、お店の人にカードを見せてサインをしたり、暗証番号を入力することにより買い物ができます。インターネット通販の場合は、カード番号などを入力・送信することで支払うこともできます。

プリペイドカード



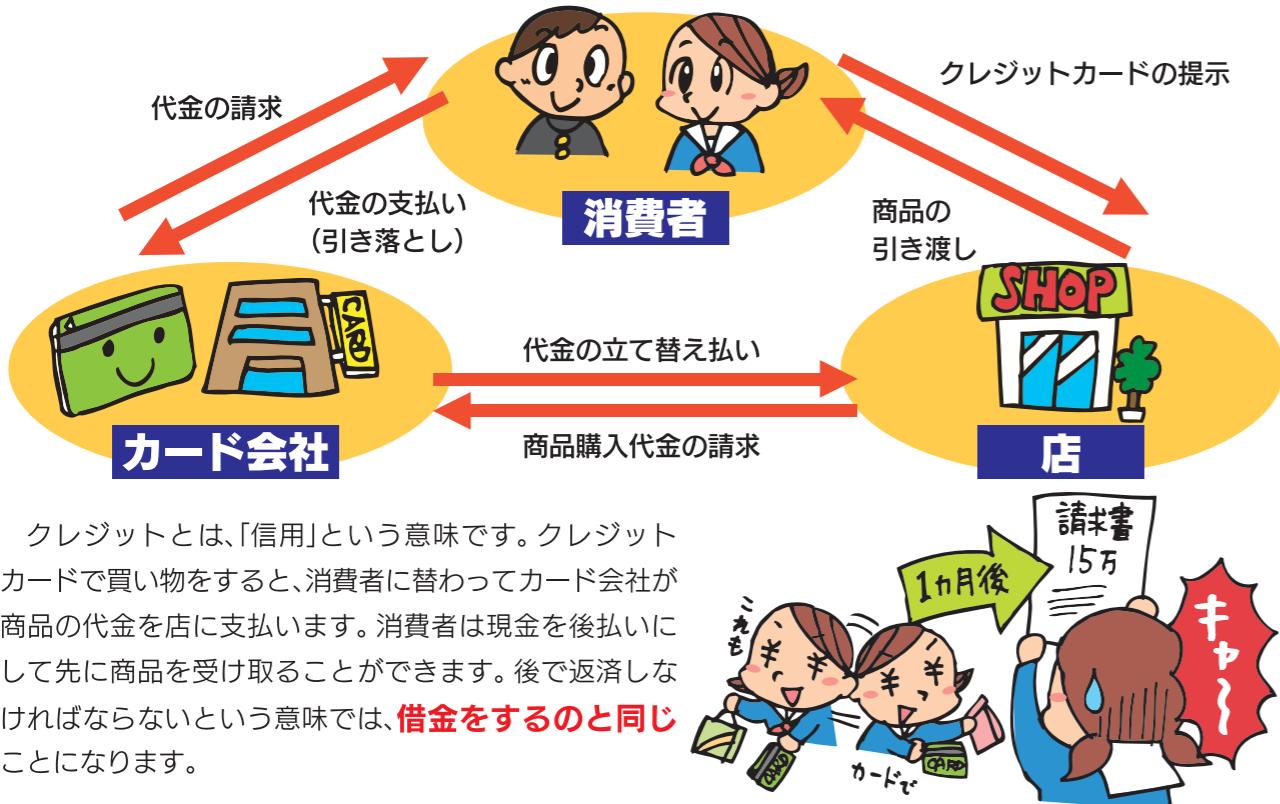
図書カードのように、先にお金を払って買うカードです。支払った金額の分だけ商品を買うときに使えます。

電子マネー



現金の代わりにデジタルデータで支払います。ICチップが埋め込まれたカードのほかに、ケータイに電子マネーの機能を組み込んだものもあります。精算方法でみると、Edy(エディ)などのように前もってお金をチャージ(入金)して繰り返し使うプリペイド型やiD(アイディー)やQuicPay(クイックペイ)などのようにクレジットカードと連携して支払った後に引き落とすポストペイ型などがあります。鹿児島県内のバスなどで使えるRapica(ラピカ)はプリペイド型の電子マネーです。

クレジットカードの仕組み



ネットのトラブル相談事例

1 ケータイに架空請求

質問

無料の表示のアダルトサイトにアクセスしたら、自動登録されました。後日、「サイト利用料8万円」を請求するメールが届きました。どうしたらいいですか。(中学3年生 男子)

答え

架空請求と思われますので、絶対に支払わず放置してください。電話がかかってきたときは、有料サイトは利用していないことを告げ、支払いをきっぱり拒否することが大切です。個人情報を漏らさないためにも、自分から相手に連絡しないでください。取り立て内容が脅迫的な場合は、警察に相談しましょう。



トラブルにあわないために

- 不正な請求には、決して問い合わせをしないこと。関わりを恐れてお金振り込むことをせず、き然と対処しましょう。
- 出会い系サイトなどを利用した犯罪に巻き込まれる場合もあります。インターネットは責任を持って使いましょう。



フィルタリングを利用しよう！

フィルタリングとは、インターネット上の出会い系サイトやアダルトサイトなどの閲覧を制限する機能のこと。有害・違法な情報から青少年を守る有効な手段です。

しかし、フィルタリングも万能ではないことに注意しましょう。

なお、平成21年4月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、インターネット関係事業者や保護者などのフィルタリング等の義務などが示されました。



あなたの「個人情報」が狙われています



トラブルに巻き込まれるきっかけとして、インターネット上の「無料懸賞サイト」「無料占いサイト」「無料着うたサイト」などを利用するために個人情報を入力・送信したところ出会い系サイトなどからメールが届くようになったというケースが増えています。無料だからといって安易にアクセスし、不用意に個人情報を入力しないことが大切です。

インターネットは便利さや楽しさがありますが、悪意を持った人たちとも容易につながることを自覚してください。

2ネットオークション

質問

お父さんのIDを使って、インターネットのオークションでパソコン用ゲームソフトを落札しました。代金は支払いましたが、ゲームソフトが届きません。ネットにあった住所に文書で問い合わせたら宛先不明で返送されてきました。電話もつながりません。どうしたらよいですか。(中学3年生 男子)

答え

どうしても相手と連絡が取れない場合はオークションサイト事業者に不審な取引として連絡しましょう。
郵便が宛先不明で戻ってきた場合は、詐欺の疑いが考えられるので、すぐ家族に相談して警察に届け出ましょう。

トラブルに あわないために

- ほとんどのネットオークションサイトでは、参加者を18歳以上に制限しているようです。ルールを守りましょう。
- トラブルに巻き込まれたら、すぐに家族や消費生活センターなどに相談しましょう。



3自作のホームページ

質問

友達が、「自分でホームページを作ったから、見て」と言うので見てみると、最新のヒット曲をホームページ上で流していました。人気マンガのキャラクターの画像も貼り付けています。こんなことをしても大丈夫でしょうか。(中学3年生 女子)

答え

音楽やマンガのキャラクターなどを著作権者に無断でホームページやブログに掲載することは著作権の侵害になります。つまり、著作権法に違反しているのです。ですから、著作権を侵害すると損害賠償を請求されることがあります。また、被害者が告訴した場合には、懲役又は罰金という厳しい罰則もあります。

トラブルに あわないために

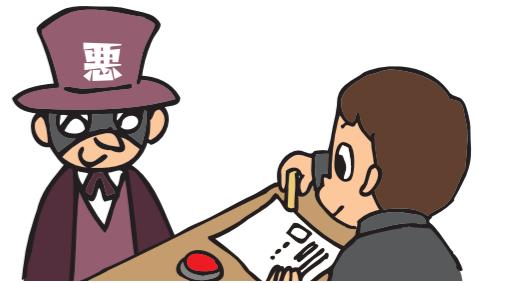
- 「他人のものは無断で使わない」という著作権の基本を守りましょう。
- 見栄えのするサイトにしようと無理せず、自分のできる範囲でホームページ作りを楽しみましょう。



問題1

契約が成立するのはどれでどうか。

- ①契約書に署名し印鑑も押した。
- ②契約書に署名したが印鑑は押さなかった。
- ③契約書は作らなかったが、口約束をした。



問題2

友人から「絶対迷惑はかけないからクレジット契約に名前だけ貸して」と頼まれました。どうすればよいでしょうか。

- ①自分で署名・押印していなければ責任はないので承諾してもよい。
- ②販売店の人が名前を貸すだけであることを知っているれば責任はないから承諾してもよい。
- ③名前を使うことを承諾しただけで責任追索される場合があるので断る。



問題3

昨日、お店で服を買いました。家に帰ると気が変わり、クーリング・オフしようと考えました。ちなみに服はまだ包装したままで。

- ①クーリング・オフできる
- ②クーリング・オフできない



問題4

昨日、訪問販売で「甘くておいしいから」としつこくすすめられリンゴを1箱3,500円で買いました。ひとつ食べてみるととてもすっぱくておいしくありません。クーリング・オフできますか?

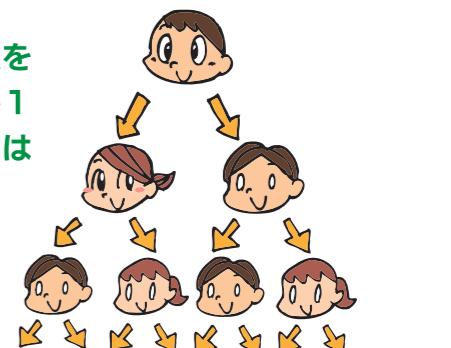
- ①クーリング・オフできる
- ②クーリング・オフできない



問題5

マルチ商法とは、知り合い等に声をかけて自分の下部に会員を増やしていくことにより、収入を得る仕組みです。1会員が1日に2人ずつ会員を勧誘していくと、日本の人口を超えるにはどれくらいの期間がかかるでしょうか。

- ①約1か月
- ②約1年
- ③約10年



※答えは次ページです。